

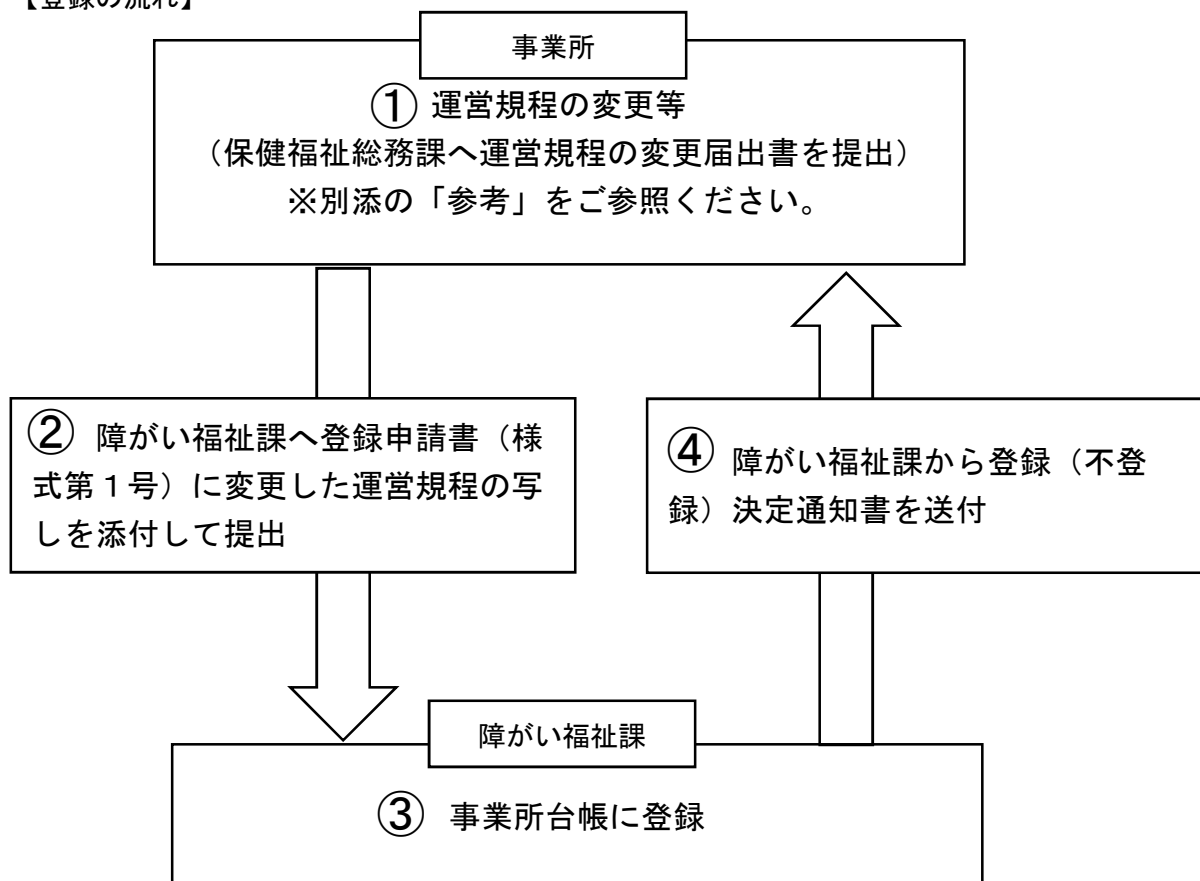
地域生活支援体制の機能を担う事業所の登録手順

地域生活支援体制（※）の機能を担う事業所については、運営規程に体制を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出たうえで、市町村が当該事業所として認められることを要する。

（平成31年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援拠点等について【第2版】より抜粋）

※本市では既存の地域資源を有機的に連携して結び付ける面的整備を目指しており、「拠点」ではなく「体制」と表記しています。

【登録の流れ】



登録内容に変更が生じたとき、又は登録を抹消したいときは、変更届出書・抹消届出書を提出